

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

フリーランスとして働く方の就業環境の整備については、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「法」という。）が令和5年5月12日に公布され、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

法においては、特定業務委託事業者（発注事業者）が特定受託事業者（フリーランス）に対して行う業務委託に関し、特定業務委託事業者は、広告等による募集情報の的確な表示、育児介護等と業務の両立への配慮、ハラスメント対策、中途解除等の事前予告の措置等を講じることとされており、法の委任に基づき、政令、省令及び告示の下位法令において、その具体的な内容及び実施の細則等を定めることとされている。

これを踏まえ、特定受託事業者の就業環境の整備に関し、必要な下位法令を制定するため、法の委任に基づき下位法令において定めることとされている事項の検討を行うこととする。

2 検討事項

法において、政令（法第3章に規定する事項に限る）、厚生労働省令及び厚生労働大臣告示に委任された事項

3 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省雇用環境・均等局長が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、(1)の参集者以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会は原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室において行う。